

液化石油ガスの流通合理化等に関する中間評価書

作成年月	平成 17 年	5 月
決裁者	資源・燃料部長	近藤 賢二
作成者	石油流通課長	村松 秀浩

本評価書は、「行政機関が行う政策の評価に関する法律」(平成13年法律第86号)第7条第1項の規定に基づき定められた「平成16年度経済産業省事後評価実施計画」に従って行われた「液化石油ガスの流通合理化等」に関する中間評価について、同法第10条第1項の規定に基づき作成したものである。

1. 施策の目的

< 設定目的 >

LPガス(液化石油ガス)販売事業については、複雑・多段階の流通経路を経由して配送されること、販売事業者の大多数が中小零細事業者であること、電力や都市ガスの規制緩和・自由化によりエネルギー間競争が激化していること等の要因により、その高コスト構造の是正が喫緊の課題となっている。

本施策は、LPガス販売事業者等が実施する流通合理化・効率化に係る各種取組を政策的に支援することにより、LPガス販売事業者等の経費削減・経営基盤の強化を図り、もってLPガスの安定供給の確保、適正な競争環境の整備、環境対策の促進等を図ることを目的としている。

< 目的は達成されたか >

本施策により、LPガス充てん所の統廃合等、複雑・多段階の流通経路の是正に向けた機運が高まりつつある。また、構造改善支援事業、消費者相談事業等によりLPガス販売事業者及びLPガス消費者の意識改革が進みつつあり、LPガス販売事業者の経費削減、経営基盤の強化及び取引の適正化等が図られている。更に、省エネルギー型LP自動車転換促進事業、ディーゼル代替LPガス自動車普及基盤整備事業等により環境に優しいクリーンなLPガス自動車の導入も進みつつある等、本施策は一定の効果をあげている。

しかしながら、電力・都市ガスの自由化等によりエネルギー間競争が激化している中で、LPガス業界を取りまく環境は更に厳しくなっており、流通合理化・効率化による経費削減、経営基盤強化等の必要性はますます高まってきている。

殊に、統廃合されたLPガス充てん所の数が充てん所総数のごく一部にとどまっていること、LPガス自動車やコジェネ設備等の省エネ型機器の本格的な普及には今しばらく時間が必要でありインフラ整備や経済的なインセンティブの付与が不可欠であると考えられ

ること、消費者相談事業及び産ガス国との交流事業については、継続的な取組なくしては所期の効果をあげることが難しいと考えられること等の理由により、引き続き本施策を着実に実施し、石油ガスの流通合理化等の促進を図ることが必要であるとする。

2. 施策の必要性

< 背景 >

(1) LPガスの位置付け

LPガスは、利便性、クリーン性等様々な特性を有し、全国世帯の過半に当たる2千8百万世帯で家庭用燃料として使用されているほか、自動車用、一般工業用等極めて幅広い分野で使用され、我が国最終エネルギー消費の約5%を占めている。また、地震等の災害時においても代替熱源としての役割を大いに果たすなど、国民生活及び国民経済に不可欠で重要なエネルギーである。

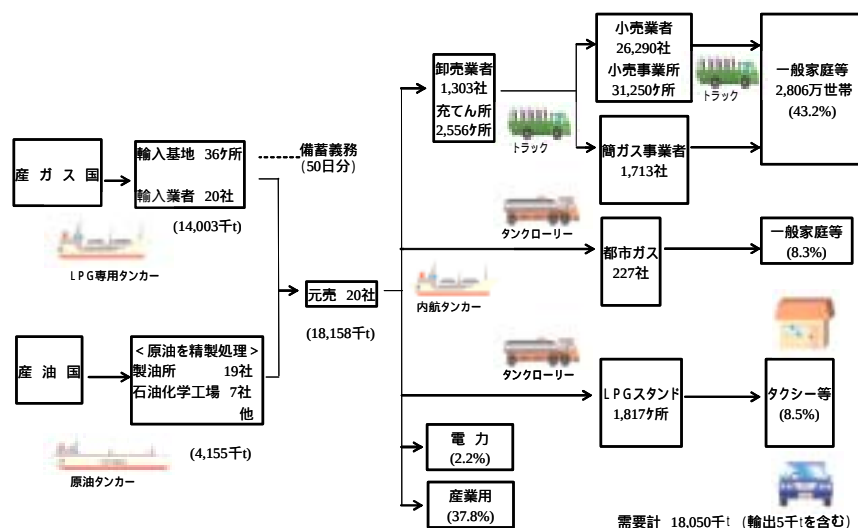
(2) LPガスの脆弱な供給構造

しかしながら、供給の約75%を輸入に依存し、輸入の約8割(平成15年度84.3%、うちサウジアラビア 34.3%)を中東に依存するなど供給基盤が脆弱である。また、日本は世界の冷凍LPガス輸入の1/3を占めているが、輸入価格についてサウジアラムコ(サウジアラビア国営石油会社)の価格主導力が強く、輸入価格の乱高下が生じることもあり、価格面でも不安定なものとなっている。

(3) 非効率なLPガスの流通構造

更に、LPガスの流通面をみると、平成15年時点において、元売22事業者、卸売約1300事業者、小売約26000事業者を要するなど、流通構造が複雑・多段階にわたっており、非効率、競争原理が十分に働いていない、小売価格が輸入価格に対し下方硬直的、小売価格と輸入価格の差が大きい、LPガス料金水準が都市ガスと比べ高いという消費者の声が多い、消費者との間で料金や契約解除を巡るトラブルが多い等の問題があり、取引適正化を含めたLPガスの合理的な流通構造の構築が求められている。

LPガスの流通経路 (平成15年度末)



(4) ガス体エネルギーとしてのLPガスへの期待の高まり

一方、エネルギー産業におけるガス体エネルギーへの期待の高まりを踏まえ、今後のガス市場における中長期的な制度の基本的な理念とそのあり方について、平成14年4月に「ガス市場整備基本問題研究会」が報告をとりまとめるなど、エネルギー間競争がますます激化する中において、LPガス産業の構造改善を早急に進めることが必要とされている。

また、消費者のエネルギー選択は、今後、環境対策上の優位性が重要なファクターになるものと予想される。特に自動車の分野においては、PM(粒子状物質)排出がなく、SOx、NOx 排出量が少ない等の環境特性が評価され、ディーゼル自動車からLPガス自動車への転換が進んでいる。(宅配業者、生協等を中心にディーゼル代替LPガス自動車(貨物車)の台数は着実に増加(平成10年度末10千台→15年度末19千台)。)

更に、平成13年7月、経済産業省、国土交通省及び環境省がまとめた「低公害車開発普及アクションプラン」においても、「実用段階にある低公害車の普及策」の中にLPガストラックが盛り込まれるとともに、「次世代低公害車の開発」の中に次世代LPガス自動車(中型トラック用LPガス液直接筒内噴射式エンジンの開発)が盛り込まれている。

< 必要性 >

上述のように、国民生活及び国民経済に不可欠なLPガスの供給基盤は依然として脆弱であり、また、LPガス販売事業者等も中小零細事業者が多いという問題を抱えていることから、LPガスの流通合理化等を通じてLPガス販売事業者の経営基盤を強化し、もってLPガスの安定供給の確保、適正な競争環境の整備、環境対策の促進等を進める本施策は、消費者利益の向上をもたらす極めて公益性の高いものである。

また、産ガス国との交流や、国が設定した環境規制への対応に向けて事業者等の取組を促進していくためにも、省エネ機器を率先導入する者への補助やLPガス自動車関連インフラの整備等の措置を講じることは不可欠である。

< 閣議決定等上位の政策決定 >

- (1) エネルギー政策基本法(平成14年6月公布・施行)に基づき、平成15年10月に閣議決定・国会報告されたエネルギー基本計画において、「多様なエネルギーの開発、導入及び利用」の一項目として「LPガスの開発、導入及び利用」に関し、以下のとおり記述がなされている。

エネルギー政策におけるLPガスの位置付け

LPガスは、PM の排出がない等、環境負荷が相対的に小さく、天然ガスとともにクリーンなエネルギーである。また、災害時における安定供給の確保に資する等、国民生活に密着した分散型エネルギーのひとつである。このため、LPガスを都市ガスとともにガス体エネルギーとして一体的にとらえるとともに、競争環境の整備等を通じ、より一層のガス利用者の利益の増進を図るものとする。

クリーンなガス体エネルギーであることを踏まえた推進策

経営の効率化を図るため、充てん所の統廃合、交錯輸送の合理化、バルク供給の普及等を促進する。また、利用の効率化・多様化を図るため、コジェネレーションや燃料電

池に幅広く利用されるよう促進策を講じるとともに、環境負荷の低いLPガス自動車の導入を促進する。さらに、ガス利用者の利益をより一層増進する観点から、取引の一層の適正化を図るため、料金の透明化、書面の記載内容の適正化等を推進する。

(2) また、2005年3月に総合資源エネルギー調査会が策定した「長期エネルギー需給見通し」において、一次エネルギー供給としては、2010年度に向けて横ばいないし増加するものと見込まれている。

一次エネルギー供給

(原油換算百万kl)

	1990年度		2000年度		2010年度					
					レファレンス		現行対策		追加対策	
一次エネルギー-国内供給	512		588		605		584		566	
エネルギー-別区分	実数	構成比	実数	構成比	実数	構成比	実数	構成比	実数	構成比
石油	271	53%	274	47%	254	42%	244	42%	233	41%
LPG	19	4%	19	3%	21	3%	21	4%	19	3%
石炭	86	17%	107	18%	114	19%	105	18%	101	18%
天然ガス	53	10%	79	13%	92	15%	87	15%	81	14%
原子力	49	10%	75	13%	85	14%	85	15%	87	15%
水力	22	4%	20	3%	21	4%	21	4%	21	4%
地熱	0	0%	1	0%	1	0%	1	0%	1	0%
新エネルギー等	12	2%	14	2%	16	3%	21	4%	24	4%

注1) 2003年度において、各種統計の統廃合等を踏まえ、1990年度以降のエネルギーバランス表を改定したため、最終エネルギー消費及び一次エネルギー供給の実績値は、前回(2001年)の長期エネルギー需給見通しとは異なっている点に留意する必要がある。

注2) 前回(2001年)の長期エネルギー需給見通しにおける「一次エネルギー供給の推移と見通し」のエネルギー別区分のうち、「石油」にはLPGも含まれているが、今回は含まれていない。

注3) 「新エネルギー等」には、新エネルギーの他に炉頂圧発電等の廃棄エネルギー活用が含まれる。

(3) さらに、京都議定書目標達成計画(案)において、「環境負荷が相対的に小さく、天然ガスとともにクリーンなエネルギーであるLPガスの利用を促進する。このため、LPガスコージェネレーションシステム、ガスエンジン給湯器等のLPガスシステムの高効率利用の促進を図る。」とされ、LPガスの高効率利用が政府の温暖化対策上も課題となっている。

(4) その他、「環境物品等の推進に関する基本方針の一部変更」について、平成14年2月15日に閣議決定され、平成14年度よりLPガス自動車グリーン購入法対象品目に追加されている。

3. 施策の概要、目標達成度

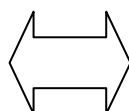
LPガスは、複雑・多段階の流通経路を経由して配送されること、販売事業者の大多数が中小零細事業者であること、さらに電力やガスの規制緩和・自由化によりエネルギー間競争が激化していることから、販売事業者等が実施する流通の

合理化・効率化による経費削減や経営基盤強化等にかかる取り組みを支援することにより、ＬＰガスの流通合理化等を図る。

液化石油ガスの流通合理化等に関する施策の推進

～背景～

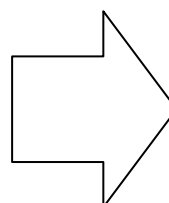
○ ＬＰガスは国民生活に不可欠なエネルギー
○ 販売事業者の大多数が小規模、零細であり経営基盤は脆弱



○ 電力やガスの規制緩和・自由化により、エネルギー間競争がますます激化

～施策～

- A. 石油ガスの流通合理化
- B. 省エネルギー型ＬＰガス自動車の普及
- C. ＬＰガススタンドの設置
- D. 石油ガス販売事業者の構造改善の促進
- E. 産ガス国との交流の促進
- F. 消費者からの相談の円満な解決



安定供給基盤の構築、コスト削減、環境対策の充実、消費者利益の増進等により、**強靱な産業体質の確立を図る。**

【 施策の事業構成 】

事業名	開始						終了
(評価時期)							
(1) - 石油ガス流通合理化対策事業費補助金(補助事業)	H 元	○	○	○	○	○	H21
(1) - 石油ガス流通合理化対策事業費補助金(予算:補助事業)のうち低公害石油ガス自動車普及基盤整備事業	H 7	○					H14
(2) 家庭用高効率小型ガス冷房機器導入促進事業(補助事業)	H 9	○	○	○			H16
(3) - 石油ガス利用・供給設備導入促進対策費補助金(予算:補助事業)のうち既築中小建物個別分散ＬＰガス冷房導入促進事業	H11	○					H14
(3) - 石油ガス利用・供給設備導入促進対策費補助金(予算:補助事業)のうち石油ガスエネルギー利用システム導入事業	H11	○	○				H15

注) 事業計画をベースに作成したもので、現時点における予定。

以下、個別の事業について説明する。

(1) - 石油ガス流通合理化対策事業費補助金(予算:補助事業)

事業の概要

ＬＰガスの安定供給・流通合理化に資するため、石油ガス充てん所統廃合支

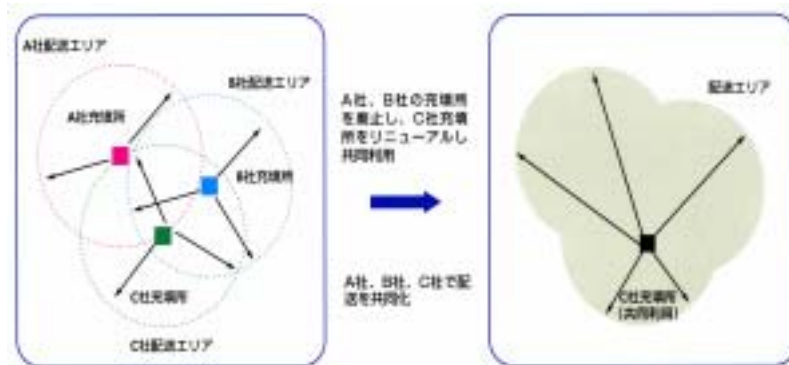
援事業、石油ガス販売業者構造改善支援事業、国際交流事業、省エネルギー型ＬＰガス自動車転換促進事業、ディーゼル代替ＬＰガス自動車普及基盤整備事業、消費者相談事業に対し補助を行うもの。

目標達成度（効果）

a. 石油ガスの流通合理化

石油ガスの流通合理化として充てん所統廃合支援事業を実施中。目標２００か所／年に対し１５年度２６か所、１６年度２１か所と目標件数に達していない。そのため１６年度、(社)全国エルピーガス卸売協会が石油ガス流通実態調査としてＬＰガス卸売事業者の意識調査、問題点の把握等を実施し、いかにして目標件数に近づけるか検討したところ。なお、本補助事業については、学識経験者等からなる審査委員会に出席し公正な審査が行われるようモニタリングを実施している。

本補助事業により統廃合を実施した地域については、当該地域において効率的な流通体制の整備が図られており、ＬＰガスの流通合理化、効率化に資している。



b. 省エネルギー型ＬＰガス自動車の普及

ディーゼル自動車から省エネルギー型ＬＰガス自動車への転換補助として、１３年度から実施しており、１３年度目標４００台に対し実績１６６台、１４年度目標５５０台に対し実績１，１０３台、１５年度目標７００台に対し実績１，１５３台であった。

平成１３～１５年度累計として目標１，６５０台に対し実績２，４２２台と目標を上回る台数に対し補助を実施した。１６年度は目標台数８５０台に対し実績７３３台であった。なお、本補助事業については、年４回の申請受付の都度、補助金の直接交付先から当事業の申請状況等についてモニタリングを実施している。

本補助事業により省エネルギー型ＬＰガス自動車の導入促進が図られている。

c. ＬＰガススタンドの設置

ＬＰガス自動車を対象としたオートガススタンドの設置として、１３年度から目標４か所／年に対し、１４年度実績１か所、１５年度実績６か所に対し補助事業を実施した。１６年度は目標４か所に対し実績６か所と目標を上回るか

所に対し補助事業を実施。なお、本補助事業については、年４回開催される一般消費者等から構成される審査会に出席し、適正な事業運営がなされているかモニタリングを実施している。

本補助事業によりＬＰガスオートスタンドの設置が促進され、地域偏在性の是正等が図られている。

d. 石油ガス販売事業者の構造改善の促進

ＬＰガスの取引適正化、合理的な流通構造への改善等を図るため、各都道府県のＬＰガス協会が実施するセミナー事業、販売事業者等が行う構造改善調査事業を実施中。セミナー事業については、毎回、多数の出席者があり、また調査事業については、提案公募型としており、１５年度５６件の応募があり３３件を採択し実施した。１６年度は６６件の応募に対し２９件採択し実施した。

セミナー事業については、年度途中において事業の進ちょく状況等についてヒアリングを行う等、モニタリングを実施している。構造改善調査事業については、学識経験者等から構成される審査委員会において、公正な採択を実施するとともに適正な事業遂行が図られているかモニタリングを実施している。

本補助事業により、ＬＰガスの取引適正化、合理的な流通構造への改善等が図られており、また、販売事業者等の意識改革が進みつつある。

e. 産ガス国との交流の促進

我が国へのＬＰガスの安定供給に資することを目的に(財)エルピーガス振興センターが国際交流事業を実施中。

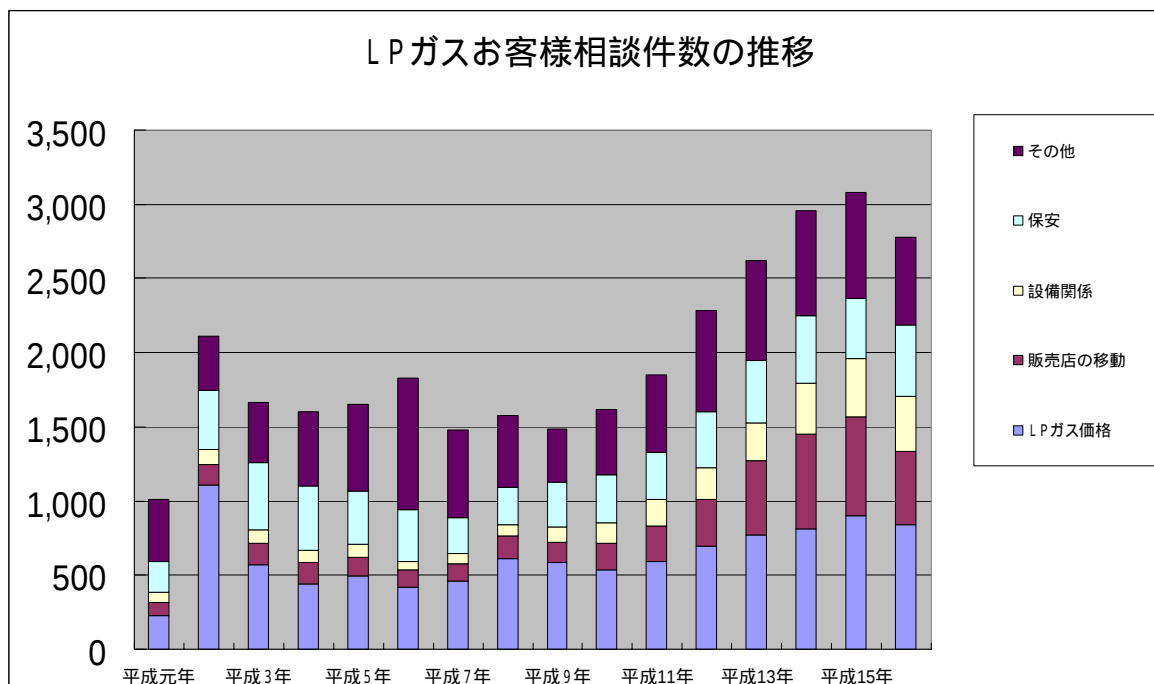
１６年度は、産ガス国からサウジアラビアを、石油ガス消費国から中国・韓国・米国等を招聘し、プレゼンテーション・意見交換を実施した。とりわけ産ガス国、消費国双方が、それぞれの立場で競争力を高める努力を着実に行う必要があるという共通認識を持つことが出来たことは、ＬＰガスの安定供給を行っていくうえでの課題解決に資するものとなった。なお、期間中には、国内石油ガス輸入業者等を中心に延べ約５５０名の参加があった。

本補助事業により、産ガス国を初めとするＬＰガス関係諸国との交流・対話の促進が図られている。

f. 消費者からの相談の円満な解決

ＬＰガスの取引適正化、安全等の諸問題について消費者の疑問、トラブル解決のため、(社)日本エルピーガス連合会及びその傘下の各都道府県ＬＰガス協会内に消費者相談窓口を設置し、各種相談を受けつけ諸問題の解決を図っている。本補助事業については、一般消費者等から構成される委員会を設置し、公正かつ適切に相談に応じているか等、モニタリングを実施している。

なお、相談件数も全国で平成１５年度３，０８０件、平成１６年度２，７７５件となっており、本補助事業により消費者からの相談の解決を通じて、ＬＰガスの流通の合理化・サービスの向上、消費者保護等が図られている。

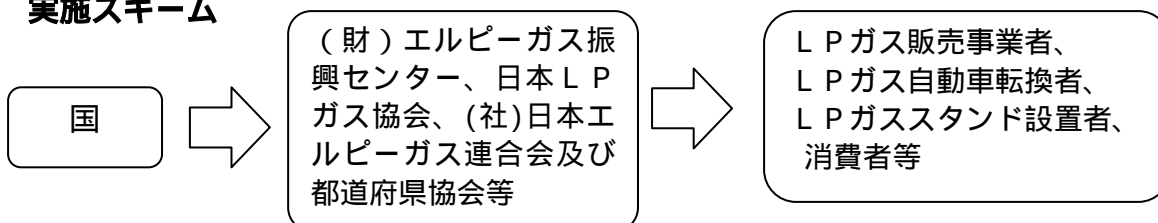


【有識者、ユーザー等の各種意見】

宅配業者、生協等のユーザーは、ディーゼル代替ＬＰガス自動車の普及支援、オートガスタン드의増設を要望している。

**目標達成時期
実施スキーム**

平成 21 年度



< 補助事業：石油及びエネルギー需給構造高度化対策特別会計 >

開始年度	終了年度	補助率	総予算額	総執行額	17年度以降継続
平成 元年度	平成 21年度	定額、50%	3,526,669 [千円]	2,788,535 [千円]	あり

(1) - 石油ガス流通合理化対策事業費補助金(予算:補助事業)のうち

低公害石油ガス自動車普及基盤整備事業(平成14年度終了)

事業の概要

ＬＰガスの安定供給・流通合理化に資するため、低公害車石油ガス自動車普及基盤整備事業(平成12年度で新規採択を終了し、平成14年度で後年度負担終了)を実施した。

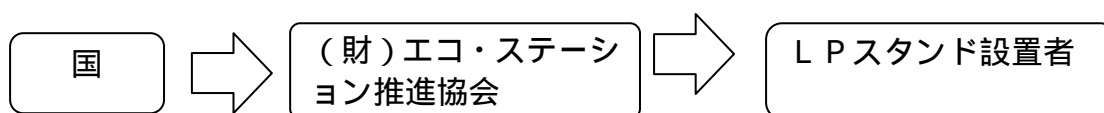
目標達成度(効果)

ＬＰガス自動車の普及促進を図ることを目的に、ＬＰガスエコステの設置（目標３２か所）を推進し、２３か所のＬＰガスエコステ設置に対し補助を実施。設置数としては目標を下回ったものの、本補助事業によりＬＰガスエコステを設置したものについては、当該地域のＬＰガスエコステの地域偏在性の是正等が図られた。

目標達成状況に影響した外部要因など考慮すべき事項

環境負荷の小さいＬＰガス自動車普及の基盤整備事業として、引き続き平成１５年度からディーゼル代替ＬＰガス自動車普及促進事業を実施しており、ＬＰガスオートスタンドの設置費及び運営費に対して補助を行っている。

目標達成時期 平成１４年度
実施スキーム



< 補助事業： 会計 >

開始年度	終了年度	補助率	総予算額	総執行額	17年度以降継続
平成 7年度	平成 14年度	50%	1,014,461 [千円]	1,048,395 [千円]	なし

(2)家庭用高効率小型ガス冷房機器導入促進事業(予算:補助事業)

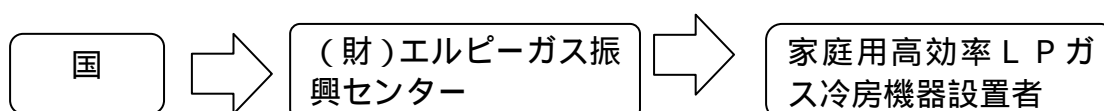
事業の概要

ＬＰガスの効率的利用促進の観点から高効率家庭用ＬＰガス冷房機器を導入する資金に対し利子補給を行った。（平成１１年度で採択終了。平成１２年度以降、後年度負担分を補助。１６年度で終了。）

目標達成度（効果）

高効率家庭用ＬＰガス冷房機器の導入促進を目標に１３２台を導入済み。導入に際しての資金融資への利子補給を実施。

目標達成時期 平成１６年度
実施スキーム



< 補助事業：石油及びエネルギー需給構造高度化対策特別会計 >

開始年度	終了年度	補助率	総予算額	総執行額	17年度以降継続
平成 9年度	平成 16年度	定額	292,615 [千円]	56,672 [千円]	なし

(3) - 石油ガス利用・供給設備導入促進対策費補助金(予算:補助事業)のうち

既築中小建物個別分散LPガス冷房導入促進事業(平成14年度終了)

事業の概要

配送の効率化(シリンダ配送の低減(バルク供給の増加))、消費原単位(一戸・年当たりの消費量)の向上を図るため、既築中小規模建築物へのLPガス冷房の設置等に対し補助を行う。

目標達成度(効果)

既築中小規模建築物へのLPガス冷房機器の導入補助として4年間実施し、目標とする冷房能力に対し、以下のとおりの結果となった。

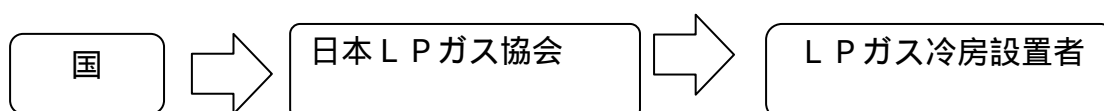
11年度目標58,661kW、実績12,597kW、12年度目標70,330kW、実績27,500kW、13年度目標91,428kW、実績16,946kW、14年度目標91,428kW、実績10,121kW。4年間の累計としては、目標311,847kWに対し、実績67,164kWと、目標値までは達しなかったものの、導入補助を行ったLPガス冷房機器の台数は2,047台にのぼり、ある程度の導入促進は図られた。

目標達成状況に影響した外部要因など考慮すべき事項

本事業は、電力エアコンとLPガス冷房機器との価格の差額に対する補助であったが、補助事業実施期間内に当該価格差が減少したことが本事業への申請数が減少した一因である。

目標達成時期 平成14年度

実施スキーム



< 補助事業：石油及びエネルギー需給構造高度化対策特別会計 >

開始年度	終了年度	補助率	総予算額	総執行額	16年度以降継続
平成 11年度	平成 14年度	33 [%]	1,252,080 [千円]	536,868 [千円]	なし

(3) - 石油ガス利用・供給設備導入促進対策費補助金(予算:補助事業)のうち

石油ガスエネルギー利用システム導入事業(平成15年度終了)

事業の概要

配送の効率化（シリンダ配送の低減（バルク供給の増加））、エネルギー効率の革新的向上を図ったＬＰガス利用コジェネシステムの設置等に対し補助（平成１１～１５年度）を実施。（補助率１／２）

目標達成度（効果）

ＬＰガスの利用効率が高いコジェネシステム（省エネルギー率５％以上を対象）の普及。目標台数２４台に対し、実績４台。

目標達成状況に影響した外部要因など考慮すべき事項

当初補助対象を発電能力の大きい設備を対象としていたため、目標台数に比べ、申請台数が少なく、実績台数も４台に留まった。

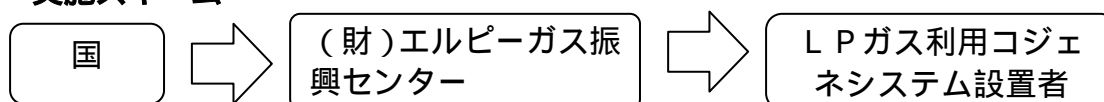
本補助事業の補助対象は、平成１１年度；内燃機関で単機２５０ｋＷ以上かつシステム全体５００ｋＷ以上、平成１２年度～１４年度；ガスエンジン・ガスタービンは、単機２５０ｋＷ以上かつシステム全体５００ｋＷ以上、燃料電池単機２００ｋＷ以上かつシステム全体２００ｋＷ以上、平成１５年度；ガスエンジン・ガスタービンは、単機規模制限なし、かつシステム全体２５０ｋＷ以上、燃料電池単機１００ｋＷ以上かつシステム全体１００ｋＷ以上と発電能力を引き下げたが、下げるタイミングが遅く、申請台数が少なかった（補助率１／２）。

なお、平成１６年度から、石油ガス利用設備導入促進対策費補助金 石油ガスコジェネ導入促進事業として、ガスエンジン方式、燃料電池方式ともに５０ｋＷ以上（補助率１／３）と補助対象要件を緩和し、実施中である。

目標達成時期

平成１５年度

実施スキーム



< 補助事業：石油及びエネルギー需給構造高度化対策特別会計 >

開始年度	終了年度	補助率	総予算額	総執行額	１７年度以降継続
平成 １１年度	平成 １５年度	５０〔％〕	６３７,８９２ 〔千円〕	１４２,６７１ 〔千円〕	なし

４．有効性、効率性等の評価

ＬＰガス産業をとりまく厳しい環境から、ＬＰガス事業者は過去７年で卸売事業者で約２５％、小売事業者で約１６％減少しているが、販売所当たりの販売トン数・消費者戸数はそれぞれ約２割増大するなど流通合理化が進展している。

また、資本金１０００万円未満であったり、ＬＰ専従の従業員が３人以下といった事業基盤が零細な事業者の割合も確実に低下しつつあるが、営業損益率が５％未満の事

業者が5割弱を占めるなどその経営基盤はまだまだ脆弱である。

LPガスの価格面を見ると、輸入価格、卸売価格の変動に比して小売価格は安定的に推移しているものの、競合エネルギーに対する競争力確保の観点からは、小売価格の引き下げが望まれている。

そのほか、京都議定書が発効し、我が国の温室効果ガス削減目標の達成のために、環境対策に資するLPガスの高効率利用を促進することが課題となっており、コージェネレーションや高効率給湯器、ディーゼル代替のLPガス自動車など関連機器の普及速度の更なる加速が求められている。

このような現状を踏まえ、LPガスの流通合理化等に向けた取組を更に推進するためには、国の支援により潜在的導入者の自主的積極的な行動を促進することが必要である。特に、LPガス販売事業者は中小零細事業者が大多数を占めるため、円滑に構造改善を図るためには補助金によるインセンティブを与えることが有効である。

LPガス流通合理化の指標

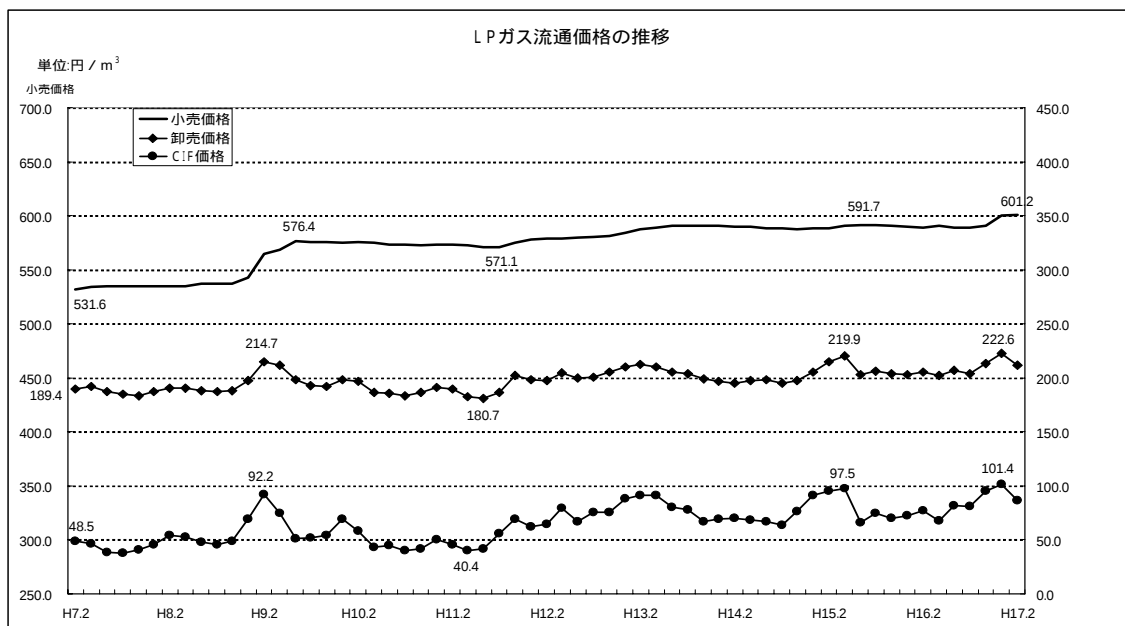
	H 8	H 9	H 10	H 11	H 12	H 13	H 14	H 15	H 16	期間中変化
元売段階										
元売事業者					26	23	23	22	22	-15.4%
一次基地	75	74	75	73	71	71	71	70	69	-8.0%
二次基地	90	79	76	75	73	67	63	61	60	-33.3%
卸売段階										
卸事業者		1,678			1,467	1,404	1,367	1,335	1,264	-24.7%
充填所	2,783	2,747	2,743	2,671	2,664	2,640	2,619	2,606	2,584	-7.2%
小売段階										
小売事業者	31,397	30,022	29,252	27,953	27,533	27,017	26,728	26,290		-16.3%
販売所	35,604	34,883	33,511	32,984	32,096	31,705	31,272	30,641		-13.9%
販売所当たり販売トン数	207	215	214	224	233	239	243	250		20.9%
販売所当たり消費者戸数	737	758	768	800	823	835	848	869		17.9%

流通合理化の成果として、販売所当たり販売トン数、消費者個数が増大。

事業基盤が零細な事業者の比率

[%]

	平成7年度	平成15年度
資本金1000万円未満の零細事業者の割合	52.1	41.1
LP専従の従業員3人以下の事業者の割合	67.3	58.4
顧客数500軒未満の事業者の割合	61.4	52.4
LPガス部門の売上高が5000万円未満の事業者の割合	68.9	58.1
営業損益率5%未満の事業者の割合	46.5	45.7



ディーゼル代替LPG自動車の導入量

[年度]

H 9	H 10	H 11	H 12	H 13	H 14
14,691	18,267	19,208	20,850	23,748	26,489

【有識者、ユーザー等の各種意見】

安定供給

石油審議会石油部会液化石油ガス分科会(会長:生田豊朗(財)日本エネルギー経済研究所理事長(当時))報告(平成4年6月)において、「LPガスは広域に分散する多数の消費者・需要家のエネルギー需要に応えるとともに、供給義務の課される都市ガスには不可欠の原料であるなど、引き続き安定供給が特に要請されるエネルギーである。このため、輸入の多角化、備蓄増強、LPガス輸入産業の体質強化、産ガス国との協力関係の強化等の多角的安定供給対策が必要である。」と指摘されている。

流通合理化

公正取引委員会が、「LPガス販売業における取引慣行等に関する実態調査報告書」(平成11年6月)を公表し、販売事業者の新規参入規制、不透明な料金体系及び無償配管による顧客移動の制限等の問題点を指摘。

行政改革推進本部規制改革委員会が「規制改革についての見解」(平成12年12月)の中で、「LPガス(液化石油ガス)事業については、消費者が事業者の料金やサービスの内容を比較し、自由に事業者を選択できる環境を整えていくことが重要である。」と指摘。

多数の消費者が、LPガスは料金が高い、料金体系が不透明である等の指摘。

ガス市場整備基本問題研究会報告書(平成14年4月)においても、より実効性のある消費者への料金の情報提供のあり方の検討の必要性や、取引の適正化に向けた一層の取組の必要性が指摘された。

運輸政策審議会総合部会環境小委員会(委員長:石弘之東京大学大学院新領域創成科学研究科教授)報告(平成12年9月)の中で、LPガストラックの開発・普及の必要性が指摘された。

平成11年8月から、東京都が「ディーゼルNO作戦」の中で、ディーゼル代替LPガス自動車の普及を支援するとともにLPガス燃料供給インフラ整備の必要性を指摘している。

(1)石油ガス流通合理化対策事業費補助金

手段の適正性

a) 石油ガス充てん所統廃合支援事業

LPガスの流通合理化を図るためには、補助金によるインセンティブを与え、既存の充てん所の統廃合を行う者の自主的積極的な行動を促進することが適当である。

b) 石油ガス販売事業者構造改善支援事業

本施策は、LPガス販売事業者の構造改善を促進するための施策であるが、LPガス販売事業者は中小零細事業者が大多数を占めるため、円滑に構造改善を図るためには国の支援が有効である。

c) 国際交流事業

供給の安定化を図る観点から、産ガス国等のLPガス関係諸国との協調・対話を図るために、対産ガス国等との国際交流事業を支援することが適切である。

d) 省エネルギー型LPガス自動車転換促進事業、e)ディーゼル代替LPガス自動車普及基盤整備事業(低公害石油ガス自動車普及基盤整備事業)

本施策が対象としているディーゼル代替LPガス自動車の導入促進を図るためには、補助金によるインセンティブを与え、LPガス自動車の導入者・LPガスエコステーション、LPガスオートスタンドの設置(運営)者の自主的積極的な行動を促進することが、適切である。

f) 消費者相談事業

消費者保護及びLPガス取引の適正化を図る観点から、(社)日本エルピーガス連合会等が実施する消費者相談業務を支援することが適切である。

効果とコストとの関係に関する分析

- a) 石油ガス充てん所統廃合支援事業、b)石油ガス販売事業者構造改善支援事業

本事業により、LPガス販売事業者の構造改善が進展し、LPガスの流通合理化等が図られLPガス販売業の体制が強化されることにより、LPガスの安定的供給の確保及び消費者ニーズへの適切な対応が進むものと見込まれる。

- c) 国際交流事業

本事業を推進することにより、産ガス国と消費国との関係が深まり、LPガスの供給安定に資するものと見込まれる。

- d) 省エネルギー型LPガス自動車転換促進事業

- e) ディーゼル代替LPガス自動車普及基盤整備事業(低公害車石油ガス自動車普及基盤整備事業)

本事業により、LPガス自動車の価格が低減するとともに、LPガス燃料供給インフラの整備が進み、LPガス自動車の導入が進むものと見込まれる。

- f) 消費者相談事業

本事業を推進することにより、消費者等のLPガスに関する理解が深まった。

適切な受益者負担

- a) 石油ガス充てん所統廃合支援事業、b)石油ガス販売事業者構造改善支援事業

LPガス販売事業者の構造改善を促進するためのセミナー等開催及び調査事業に対して補助するものであり、今後、構造改善を行う事業者は相応の負担を伴うこと及び構造改善が促進されることにより、その成果は、国民に還元されることとなるため、適切な受益者負担となっている。

- c) 国際交流事業

対産ガス国等との国際交流事業に対して補助するものであり、LPガスの供給安定に資することにより、その成果は、国民に還元されており、適切な受益者負担となっている。

- d) 省エネルギー型LPガス自動車転換促進事業、e)ディーゼル代替LPガス自動車普及基盤整備事業(低公害車石油ガス自動車普及基盤整備事業)

LPガス自動車については同格車のディーゼル車(又はガソリン車)との差額の1/2、普及基盤整備については1/2を補助しているものであり、導入者・設置(運営)者においても相応の負担をしていることから適切な受益者負担となっている。

- f) 消費者相談事業

(社)日本エルピーガス連合会等の相談事業は、消費者保護の観点もあって実施しているものであり、その成果は国民にも還元されていることから、適切な受益者負担となっている。

(2)家庭用高効率小型ガス冷房機器導入促進事業

手段の適正性

本施策が対象としている家庭用高効率小型ガス冷房機器の導入促進を図るためには、利子補給金によるインセンティブを与え、潜在的導入者の自主的積極的な行動を促進することが適切である。

効果とコストとの関係に関する分析

家庭用高効率小型ガス冷房機器の導入を促進することにより、電力負荷の平準化及

びエネルギーの効率的な利用の推進が図られた。

適切な受益者負担

家庭用高効率小型ガス冷房機器を借入金により導入した者に対する2%の利子補給であることから適切な受益者負担となっている。

【有識者、ユーザー等の各種意見】

電気事業審議会基本政策部会電力負荷平準化対策検討小委員会（委員長：植草益東京大学経済学部教授）中間報告（平成9年12月）の中で、電力負荷平準化対策の一部として「ガス冷房の一層の普及拡大に向けた取組強化」が指摘された。

(3)石油ガス利用・供給設備導入促進対策費補助金(石油ガス利用設備導入促進対策費補助金)

手段の適正性

本施策が対象としてきた既築中小規模建築物へのLPガス冷房の設置等及びLPガス利用コージェネシステムの設置等を図るためには、補助金によるインセンティブを与え、潜在的導入者の自主的積極的な行動を促進することが適切である。

効果とコストとの関係に関する分析

平成20年度までにコージェネレーションの導入価格が低減され、普及が進むものと見込まれる。

適切な受益者負担

コージェネレーションシステム設置費の1/2を補助しているものであり、導入者においても相応の負担をしていることから適切な受益者負担となっている。

【有識者、ユーザー等の各種意見】

総合資源エネルギー調査会省エネルギー部会（部会長：木元教子（評論家））報告書（平成13年6月）において、総合効率の高いコージェネレーションの普及を図ることの重要性が指摘された。

5. 評価結果を踏まえた今後の改善策等

<課題>

本施策「液化石油ガスの流通合理化等」は、我が国最終エネルギー消費の約5%を占め、全国世帯の過半数に当たる2千8百万世帯で家庭用燃料として使用される等、国民生活及び国民経済に不可欠なエネルギーであるLPガスについて、LPガス販売事業者等が行う流通の合理化・効率化に係る各種取組を支援し、もってLPガス販売事業者等の経営基盤の強化、適正な競争環境の整備、環境対策の促進等を図るものである。

ここ数年の傾向を見る限り、事業基盤の零細な事業者の比率は着実に低下しつつあるものの、それが料金引き下げ等の需要家利益に直結してはならず、また、財務基盤が脆弱で環境対策の推進余力に乏しい事業者も多い。

今後は、以下に掲げる改善策を取り入れつつ本施策のより一層の活用を図ることによって流通合理化の動きを加速し、国民経済上きわめて重要な位置を占めているLPガスの安定供給の確保、適正な競争環境の整備、環境対策の促進等を図っていくことが必要である。

<今後の改善策>

政策の実効性を高めるという観点からは、以下の諸点に取り組む必要がある。

現在執行率の低い充てん所統廃合事業については、アンケート調査等により実際の補助対象者であるLPガス販売事業者等のニーズを把握し直し、制度本来の目的を達成するべく運営方法の見直しを検討する。

また、LPガス販売事業者構造改善調査事業については、既調査分の成果物の蓄積も進みつつあることから、今後は提案者の地域特性や顧客特性等を審査委員会において十分に審査し、他のLPガス販売事業者等の今後の取組の参考となるようなより先進的な事業の採択に努める。

その他、既に事業が終了したものについては、その成果をLPガス販売事業者等の具体的な事業展開に活かしていくよう継続的にフォローアップを行う必要がある。

また、流通合理化に係る施策を的確に実現するために、以下を主たるモニタリング指標と設定し、定期的に政策評価を行うこととする。

小売価格の動向（次回レビュー時までには現在の上昇基調を反転）

設備利用率の向上（次回レビュー時までには販売所当たりの平均出荷量・消費者戸数を過去の傾向と同程度向上）

事業者の財務基盤の強化（次回レビュー時までには営業損益率5%未満の事業者比率を平成15年度現在45.7%を概ね4割以下に引き下げ）

なお、元売、卸段階の指標についても、主たるモニタリング指標の説明要因として継続的にフォローを行なう。

LPガス輸入価格の動向、我が国のマクロ経済をめぐる状況や産業社会を取り巻く環境変化如何によっては、上記数値は幅を持って解釈されるべきである。

<次回レビュー時期>

平成20年度

なお、LPガスの安定供給を万全のものとするためには、流通合理化政策と備蓄政策との有機的な連携を保つことが不可欠であり、次回レビュー時には、LPガスの流通合理化等に関する政策とLPガス備蓄政策とを一体的にレビューすることも検討すべきと考えられる。